

平成29年

第 10 回

三戸町農業委員会総会議事録

平成29年10月12日(木) 開催  
於 三戸町役場4階会議室

三戸町農業委員会

1. 開催日時 平成29年10月12日(木) 午後2時0分 から 午後2時25分

2. 開会場所 三戸町役場4階会議室

3. 出席委員 11名

会長	14番	梅田 晃
会長職務代理者	13番	戸花 進
委員	1番	松原 一夫
委員	2番	老久保 まゆみ
委員		
委員	4番	一ノ渡 重義
委員	5番	照井 秀美
委員		
委員		
委員	8番	山田 敏実
委員	9番	沼邊 義雄
委員	10番	新田 豊
委員	11番	山下 正一
委員	12番	山下 泰弘

4. 欠席委員 3名

委員	3番	野中 京子
委員	6番	白山 英昭
委員	7番	神谷 陽一
委員		

5. 現地調査報告 1名

推進委員	工藤 哲子
推進委員	
推進委員	

6. 議事日程

第1	会議録署名者の指名について
第2	会期の決定について
第3	議案第39号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
第4	議案第40号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
第5	議案第41号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	山下 猛
主査	平谷 賢一
臨時職員	蝦名 加代子

8. 議事録署名委員

委員 5番 照井 秀美

委員 8番 山田 敏実

## 9. 会議の概要

議長  
(梅田会長)

始礼を行います。  
ご起立願います。  
「礼」

はじめに農業委員会憲章を唱和いたします。  
2番老久保委員から願います。

**【全員で農業委員会憲章を唱和する。】**

議長

ご着席願います。  
只今の出席委員は11名であります。定足数に達しておりますので、只今から平成29年第10回三戸町農業委員会総会を開会いたします。

日程第1 会議録署名者の指名を行います。  
会議録署名者の指名は、三戸町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、本職より指名いたします。  
5番照井委員、8番山田委員のご両名をお願いいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題とします。  
本総会の会期は、本日、1日としたいと存じます。  
これにご異議ございませんか。

**【異議なしの声多数】**

議長

ご異議なしと認め、本日の会議は、1日限りとすることに決定いたします。

議長

日程第3 議案第39号を議題とします。  
事務局より説明願います。

事務局主査

**【議案第39号を議案書をもとに朗読】**

事務局長

本件は、農地法第4条による許可申請であり、自己所有の農地を、宅地に転用しようとするものです。

申請地は、周囲を宅地に囲まれた農地であり、自身の新居として、新たに住宅を建築したいとのことです。

立地条件としては平成25年に完了した三戸地区農村振興整備事業の受益地となっているため、「第1種農地」と判断されます。

通常であれば転用は出来ませんが、申請人は所有農地を親戚とともに耕作しており、また、申請地が集落に接続して設置される住宅となるため、不許可の例外にあたり、土地の選定は問題ないものと判断いたしました。

一般基準では、資金証明の書類提出がある他、転用面積についても住宅用地の目安を下回っております。また、周囲を、宅地、道路及び申請者の所有地に囲まれていることから、周辺農地への悪影響等も問題無いものです。

議長

農地法第4条の許可申請に係る現地調査について、工藤推進委員から報告をお願いします。

工藤推進委員

現地調査について報告致します。

10月4日、午前10時から、私と船場推進委員及び事務局とで、当事者立ち会いのもと、現地調査を行いました。

番号3の場所は、三戸老人福祉センターの前にある土地であります。

申請人は、県道の拡張に伴う住居移転に必要な住宅を新築するため、所有農地を転用したいとのことでした。

現地調査の結果、申請人は自己所有農地を親戚と耕作しており、農家として認められること、申請面積は適正であり、周囲は道路や自己所有地に囲まれており、境界がはっきりしているため、問題はなく、農地転用はやむを得ないものと見て参りました。

以上、簡単ではありますが報告いたします。

議長

ご苦労さまでした。  
それでは、質疑を行います。  
何かご質問、ご意見ございませんか。  
発言のある方は挙手願います。

【無しの声多数】

議長

質疑を終結いたします。  
これより議案第39号を採決いたします。  
本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

ご異議なしと認め、本案は許可相当との意見を添え、県知事に送付することにいたします。

議長

日程第4 議案第40号を議題とします。  
事務局より説明願います。

事務局主査

【議案第40号を議案書をもとに朗読】

事務局長

本件は、譲り受け人は借家に住んでおりますが、子供の成長に伴い家族5人では手狭な状態であるため、自己住宅を建てたいと場所を探していたものです。

申請では、自宅を新築する計画となっております。

立地条件としては、都市計画上の第一種住居地域に位置しているため、「第3種農地」と判断いたしました。

また、一般基準では、資金面、取得面積、周辺への悪影響等も無いと考えられます。

議長

農地法第5条の許可申請に係る現地調査について、工藤推進委員から報告をお願いします。

工藤推進委員

現地調査について報告致します。

10月4日、午前9時から、私と船場推進委員及び事務局とで、当事者立ち会いのもと現地調査を行いました。

番号13の場所は、同心町地区の旧橋本産婦人科医院近くにある畑です。

申請人は、一般住宅を新築するため、土地を取得し農地を転用したいとのことでした。

現地調査の結果、申請面積は適正であり、周辺農地への営農に支障をきたす恐れもなく、農地転用はやむを得ないものと見て参りました。

以上、簡単ではありますが報告いたします。

議長

ご苦労さまでした。  
それでは、質疑を行います。  
何かご質問、ご意見ございませんか。  
発言のある方は挙手願います。

【無しの声多数】

議長

質疑を終結いたします。  
これより議案第40号を採決いたします。  
本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

ご異議なしと認め、本案は許可相当との意見を添え、県知事に送付することにいたします。

議長

日程第5 議案第41号を議題とします。  
事務局より説明願います。

事務局主査

【議案第41号を議案書をもとに朗読】

事務局長

本案は、町長からの整備計画変更に係る意見要請に応じ、農用地区域からの除外について審議いただくものです。

番号6は、申請内容としては、携帯電話基地局の設置にあたり、目的エリアをカバーする電波調査を行った結果、当該申請地が最適と判断されたため、設置に必要な12㎡を農用地区域から除外しようとするものです。

本件については、認定電気通信事業者が行う中継施設の設置に当たるため、農地法施行規則第29条第16号の規定により、農地法の規定上、転用許可は不要となっているうえ、事業の必要性も高く、除外面積を必要最小限に抑えるなど、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼす恐れも無いことから、農用地区域からの除外はやむを得ないものと考えられます。

議長

農用地区域からの除外に係る現地調査について、工藤推進委員から報告をお願いします。

工藤推進委員

現地調査について報告いたします。

番号6の場所は、目時駅から北に1.4キロほど行った土地にある農地で、申請者の調査により携帯電話の通話品質等向上のため基地局を設置する必要があるとのことでした。

現地調査の結果は、山林に囲まれているため、隣地との境界もはっきりとしており、周辺農地への営農にも影響を及ぼす恐れは無いものと見て参りました。

以上、簡単ではありますが報告いたします。

議長

ご苦労さまでした。  
それでは、質疑を行います。  
何かご質問、ご意見ございませんか。  
発言のある方は挙手願います。

【無しの声多数】

議長

質疑を終結いたします。  
これより議案第41号を採決いたします。  
本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり承認することとして、町長に意見書を送付いたします。

議長

以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

これもちまして、平成29年第10回三戸町農業委員会総会を閉会いたします。  
終礼を行います。  
ご起立願います。  
「礼」

終了 午前9時25分

議事の顛末を記録し、記載のとおりであることを認め、ここに署名押印する。

平成29年10月12日

議長

梅田 晃

会長 14 番

⑩

会議録署名者

照井 秀美

委員 5 番

⑩

会議録署名者

山田 敏夫

委員 8 番

⑩